

資料編：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

資料Ⅲ.1.1 「避難所担当職員名簿」

中央公民館			行橋公民館		
生涯学習課	責任者	村田 貴志	監査事務局	責任者	秋永 清二
生涯学習課		芦刈 永良	子ども支援課		時鳥 剛史
収納課		松川 雄斗	収納課		山岸 千恵
基地対策室		川越 翔太	文化課		田坂 彩
行橋南公民館			行橋北公民館		
農業委員会	責任者	原田 登喜雄	秘書室	責任者	白川 良光
債権管理課		椋本 正重	環境課		松崎 一茂
生活支援課		瀧頭 利秋	介護保険課		戸川 真菜実
国保年金課		梶原 幸	地域福祉課		伊藤 智恵
養島小学校			今本中学校		
総務課	責任者	北島 英則	地域福祉課	責任者	門司 康宏
介護保険課		橋本 真志	人権政策課		塚本 直子
子ども支援課		大西 光貴	農林水産課		山崎 浩紀
国保年金課		酒井 智代	国保年金課		森本 彩香
今元公民館			仲津公民館		
税務課	責任者	山本 修司	議会事務局	責任者	篠田 浩平
農業委員会		宮崎 崇文	文化課		山口 裕平
生涯学習課		花邊 大樹	総合政策課		安部 貴大
税務課		田中 恵美	生活支援課		岡田 快土
泉公民館			今川公民館		
総合窓口課	責任者	福森 謙二郎	税務課	責任者	牧野 陽一
議会事務局		田中 雅俊	収納課		中村 修悟
生活支援課		長野 智弘	生活支援課		山橋 最澄
生活支援課		難波 英里	税務課		堀之内 仁美
稗田公民館			延永公民館		
企業立地課	責任者	村上 康之	債権管理課	責任者	津村 忠幸
商業観光課		辛嶋 智恵子	総合窓口課		大下 敏矢
総合政策課		杉山 幸恵	都市政策課		藤本 義頭
障がい者支援室		北山 大地	税務課		鳥羽 紀孝
榑市公民館					
税務課	責任者	宮崎 修治			
農林水産課		松崎 英樹			
環境課事業所		野田 充洋			
契約検査課		永岡 泉紀			
ウィズゆくはし			地域ケア複合センター		
障がい者支援課	責任者	松本 裕二郎	介護保険課	責任者	田邊 正典
地域福祉課		吉元 大祐	〃		山田 浩
子ども支援課		上田 加奈子	〃		廣木 里香
会計課		重村 弘樹	〃		新井 千恵

資料Ⅲ.1.2 「知事への自衛隊災害派遣依頼様式」

(市長→県知事)

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
	行橋市長 ⑩
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。	
記	
1. 災害の情報及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事由	

	文書番号
	年 月 日
福岡県知事殿	
	行橋市長 ⑩
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考事項	

資料Ⅲ.1.3 「自衛隊災害派遣要請様式」

(県知事→自衛隊)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事由

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）

自衛隊法第83条により、災害派遣を要請しましたが、応急作業が一応終わりましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣人員等及び従事作業の内容
- 3 その他参考事項

資料Ⅲ.1.4 「災害救助法(抜粋)」

災 害 救 助 法 (抜 粋)

(昭和22年法律第118号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項〔指定都市の事務〕の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助に関する都道府県知事の義務)

第22条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第23条 救助の種類は、次の通りとする。

1. 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 災害にかかった者の救出
6. 災害にかかった住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

②救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(職権の委任)

第30条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第44条 都道府県知事は、第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

資料Ⅲ.1.5 「災害救助法施行令(抜粋)」

災害救助法施行令(抜粋)

(昭和22年政令第225号)

(災害の範囲)

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第2条〔救助の対象〕に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項〔指定都市の事務〕の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第9条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定める。

2 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

資料Ⅲ.1.6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

別表第二（第五条） 《福岡県災害救助法施行細則（抜粋）》 平成26年（規則第1号）一部改正

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 300円</p> <p>（加算額） 冬期（10月～3月）の燃料費[別に定める額]</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。</p>
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当り1,010円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>

救助の種類		救助の程度、方法及び期間							
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>							
		季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
		夏季	4月～9月	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
		冬季	10月～3月	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
		イ 住居の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯							
		季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
		夏季	4月～9月	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
		冬季	10月～3月	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。							
		5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術 (エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前及び分べん後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の二割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>					

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 活動体制の確立

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
6	災害にかかった者の救出	(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。 (2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 (3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。
7	災害にかかった住宅の応急修理	(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 (2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり 520,000 円以内とする。 (3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
8	生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生業費 1件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円 (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子 ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
9	学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の範囲内とする。 ア 教科書代 (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100 円 中学校生徒 1人当たり 4,400 円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800 円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に完了しなければならない。

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
10	埋 葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺（付属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 201,000 円、小人 160,800 円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の捜索	<p>(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,300 円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり 5,000 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり 133,900 円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の捜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 活動体制の確立

別表第三（第一四条）

	法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
1	政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円</p> <p>イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円</p> <p>ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円</p> <p>エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円</p> <p>オ 大工、左官及びびとび職 1人1日当たり 20,700円</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年福岡県規則第64号。以下「規則」という。）に定める三等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあつては、規則に定める五等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びびとび職にあつては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>
2	政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

資料Ⅲ.1.7 「災害救助法による帳簿書式」

《災害救助法による帳簿書式》

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次の災害救助法に定めるところによる。

1. 被害状況調（様式 1）
2. 災害救助費概算額調（様式 2）
3. 市町村別被災世帯状況調（様式 3） …… 略
様式 4 は対象から削除
4. 何年度災害救助基金報告書（様式 5） …… 略
5. 救助の種目別物資受払状況（様式 6）
6. 避難所設置及び収容状況（様式 7）
7. 応急仮設住宅台帳（様式 8）
8. 炊き出し給与状況（様式 9）
9. 飲料水の供給簿（様式 10）
10. 物資の給与状況（様式 11）
11. 救護班活動状況（様式 12） …… 略
12. 病院診療所医療実施状況（様式 13） …… 略
13. 助産台帳（様式 14） …… 略
14. 被災者救出状況記録簿（様式 15） …… 略
15. 住宅応急修理記録簿（様式 16） …… 略
16. 生業資金貸付台帳（様式 17） …… 略
17. 学用品の給与状況（様式 18） …… 略
18. 埋葬台帳（様式 19） …… 略
19. 死体処理台帳（様式 20） …… 略
20. 障害物除去の状況（様式 21） …… 略
21. 輸送記録簿（様式 22） …… 略
22. 令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 23） …… 略
23. 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況（様式 24） …… 略
24. 扶助金の支給状況（様式 25） …… 略
25. 損失補償費の状況（様式 26） …… 略
26. 法第 34 条の補償費の状況（様式 27） …… 略

様式1

被害状況調

被害の状況		法適用市町村名				計
人的被害	死者					
	行方不明者					
	負傷	重症				
		軽症				
		小計				
計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出				
		半壊又は半焼				
		一部破損				
		床上浸水				
		床下浸水				
	世帯数及び人数	全壊、全焼 又は流出	世帯			
			人員			
		半壊又は半焼	世帯			
			人員			
		一部破損	世帯			
			人員			
	床上浸水	世帯				
		人員				
床下浸水	世帯					
	人員					
災害発生日						

- (注) (1)負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2)「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- (3)「一部破損」とは、住家の破損程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4)「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (5)住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

様式 2

災 害 救 助 費 概 算 額 調

種目別区分		員数	単価	金額	備考
1	救 助 費		円	円	
(1)	収容施設供給費 避難所設置費 応急仮設住宅設置費	延 人			
(2)	炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3)	飲料水供給費	延 人			
(4)	被服寝具その他生活必需品 給(貸)与費	世帯			
(5)	医療及び助産費	延 人			
	医 療 費	延 人			
	助 産 費	延 人			
(6)	災害にかかった者の救出費	人			
(7)	住宅の応急修理費	世帯			
(8)	生業資金の貸与費	世帯			
(9)	学用品の給与費	人			
	小 学 校 児 童	人			
	中 学 校 生 徒	人			
(10)	埋 葬 費	人			
	大 人 供 体	体			
	子 供 体	体			
(11)	死 体 の 捜 索 費	体			
(12)	死 体 の 処 理 費	体			
(13)	障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14)	輸 送 費				
(15)	人 夫 費				
2	実 費 弁 償 費	人			
3	扶 助 金	件			
4	損 失 補 償 費	件			
5	法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6	法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
	合 計				

様式 6

救助の種目別物資受払状況

市町村名 _____

救助の種目別	年月日	品目	単 呼 位 称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品 給与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品 資材								
被服・寝具等								
医療品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 2 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式 8

応急仮設住宅台帳

市町村名 _____

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号と氏、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式9

炊き出し給与状況

市町村名 _____

炊出し場の名称	月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

(注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 10

飲料水の供給簿

市町村名 _____

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕 の概要			
計											

- (注) 1 給水用機械器具は借用費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること。

様式 11

物資の給与状況

市町村名 _____

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名				実支 金額	備考
				布団	毛布	〇〇	〓〓		
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度の、全壊（焼）半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

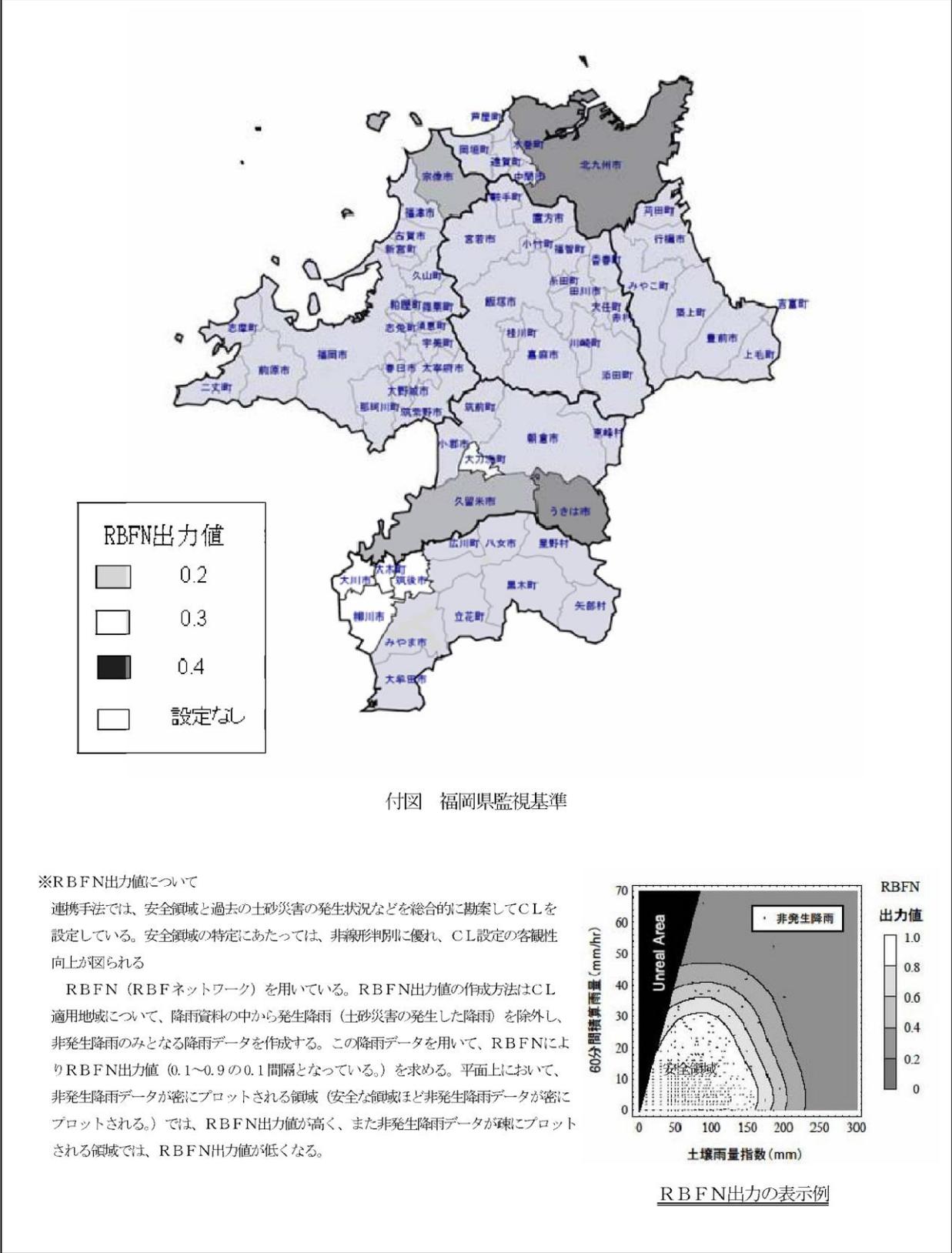
給与物品受払簿

救助の種目別	年月日	品名	単位	受	払	残	備考

物 品 借 用 簿

月	日	借 先	物 品 名	数 量	返 済 年 月 日	備 考

資料Ⅲ.2.1 「福岡県における土砂災害監視基準」



資料Ⅲ. 2. 2 「被害状況等の調査・報告事項」

種 別	調 査 報 告 事 項
死者・行方不明者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別 (死亡日時)
負傷者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊（流出）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員避難状況、（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
家屋半壊	
家屋一部損壊	
床上浸水	原因、戸数、世帯数、人員（世帯主氏名）避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
床下浸水	
非住家被害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道路被害	箇所、管理種別（国、県、市町村別）、被害状況、応急対策（動員数、使用資器材）、通行等の状況
橋梁被害	
堤防被害 （河川、貯水池、 ため池、用水路）	箇所、管理種別（国、県、市町村、私等別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資器材）
田畑被害	被害地域面積（冠水、埋没、流出）
山、がけ崩れ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資器材）
水道施設被害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況）、（上水道、工業用水、簡易水道）
下水道施設被害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通信・電力被害	被害状況、応急・復旧対策

※浸水、堤防、山・がけ崩れ等の被害は、次の事項についても調査・報告をすること。

1. 宅地工事規制区域、急傾斜地方会危険区域内・外の別
2. 風水害危険区域（箇所）指定の確認

資料Ⅲ.2.3 「福岡県災害調査報告実施要綱」(抄)

《福岡県災害調査報告実施要綱(抄)》

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省(庁)の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合司令部(総括班)において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者(この場合「災害報告主任」という。)及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事(又は災害対策本部長)に報告するものとし、被害の判定基準は別表(3章34節の5.)によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報(様式第1号)を防災行政無線又は電話(ファクシミリを含む。)をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報 告 時 間	
市町村長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

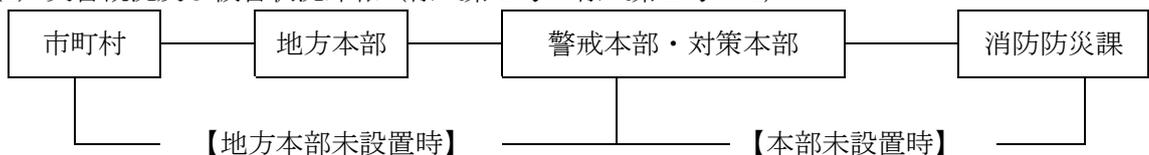
(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

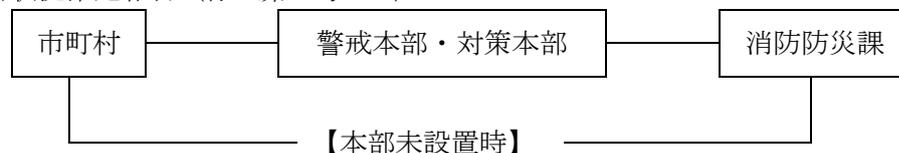
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

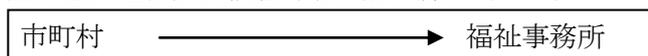
(1) 災害概況及び被害状況即報（様式第1号・様式第2号の1）



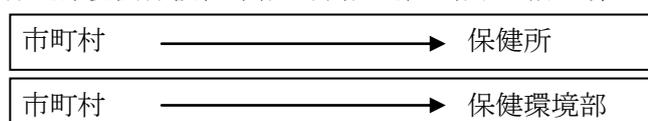
(2) 被害状況確定報告（様式第2号の1）



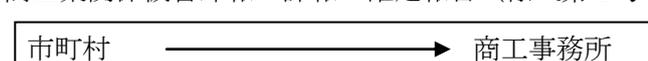
(3) 社会福祉施設関係被害即報（様式第2号の2）



(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の3、様式第3号の1）

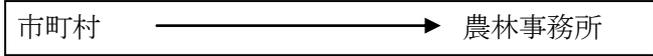


(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の4、様式第3号の2）



(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

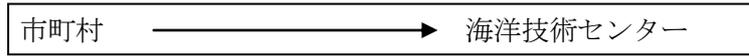
(様式第2号の5、様式第3号の3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15)



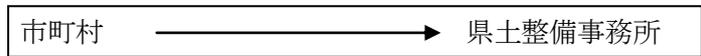
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の6, 7, 8, 9, 10)



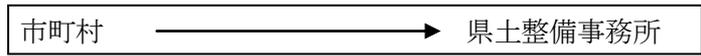
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の11, 12)



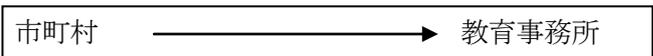
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の13、様式第3号の16)



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の14, 15、様式第3号の1)

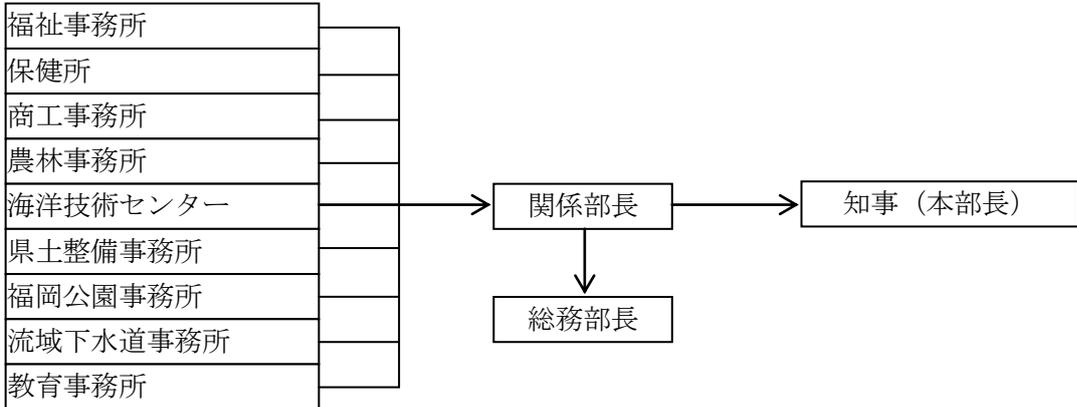


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

資料Ⅲ.2.4 「火災・災害等即報要領」

火災・災害等即報要領

昭和55年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号
平成7年4月消防災第83号
平成8年4月消防災第59号
平成9年3月消防情第51号
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号
平成15年3月消防災第78号・消防情第56号
平成16年9月消防震第66号
平成20年5月消防応第69号
平成20年9月第166号
平成24年5月31日消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から

要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

- 1) 死者3人以上生じた火災
 - ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - ア) 建物等の用途、構造及び環境
 - イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
 - イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
 - 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) り災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
 - 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
 - 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度
- 2 第2号様式（特定の事故）
- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
 - (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
 - (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
 - (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
 - (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
 - (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部

等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼 全 棟 } 損 半 棟 } 計 棟 程 部 棟 度 分 棟 焼 } ぼ や 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯	気 象 状 況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他	台 台 台	人 人 人
救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】
第2章 災害応急対策活動

その他参考事項

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分				
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
消防覚知方法		気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要		危険物施設の区分					
事故の概要							
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等				
			重症	人 (人)			
			中等症	人 (人)			
		軽症	人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事 業 所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人				

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
消防覚知方法		気象状況	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重症	人 (人)
		中等症	人 (人)
		軽 症	人 (人)
	不明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等 の 設 置 状 況			

その他参考事項

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時							
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

第4号様式
(被害状況即報)

都道府県				区 分 被 害				区 分 被 害				災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村														
災害名 第 報 報告番号 (月日時現在)				田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		農業被害				千円													
					冠水	ha		農林水産業施設	千円																			
報告者名				畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		林業被害	千円																
					冠水	ha		その他の公共施設	千円																			
区 分 被 害				文教施設	箇所		小 計	千円		畜産被害	千円																	
					病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体																			
人的被害				道路	箇所		農業被害	千円		林業被害	千円																	
					死者	人											畜産被害	千円										
住家被害				河川	箇所		水産被害	千円		商工被害	千円																	
					行方不明者	人											砂防	箇所										
非住家				港湾	箇所		清掃施設	箇所		崖くずれ	箇所		鉄道不通	箇所		被災船舶		隻		被害総額	千円		消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人	
					負傷者	重症		人			軽傷	人			その他		千円		その他		千円			被災総額	千円			消防職員出動延人数
住家被害				その他	清掃施設	箇所		崖くずれ	箇所			鉄道不通	箇所			被災船舶	隻			被害総額	千円		消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数	
						棟				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス		戸		ブロック塀等		箇所
住家被害				全壊	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					世帯				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
住家被害				半壊	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					世帯				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
住家被害				一部破損	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					世帯				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
住家被害				床上浸水	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					世帯				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
住家被害				床下浸水	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					世帯				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
非住家				公共建物	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					棟				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		
非住家				その他	棟		水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所			災害発生場所	災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況
					棟				水道	戸			電 話	回線			電 気	戸			ガ ス	戸			ブロック塀等	箇所		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料Ⅲ. 2. 5 「放送要請に係る様式」

(ファックス、電話用)

件名 放送要請について

平成年月日

災害対策本部第号

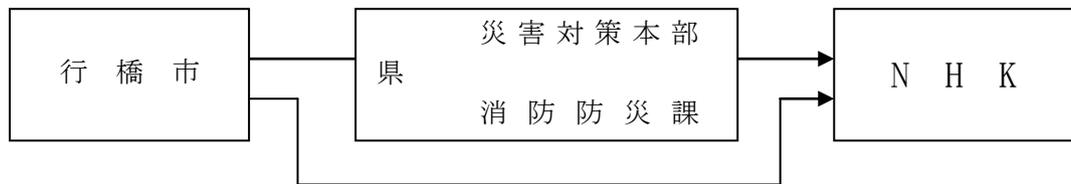
1. 申請理由
 - ①避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
 - ②災害時の混乱を防止するため
 - ③市町村から要請があったため
 - ④災害対策本部配備要員を召集するため

2. 放送事項（内容、対象地域等）
別紙のとおり

3. 放送希望日時
 - ①直ちに
 - ②日時

4. その他

連絡系統



市 町 村		県			N H K
要請者		受信者	連絡者		受信者
連絡者					
連絡時分		受信時分	連絡時分		受信時分
電話番号			電話番号		

※被要請機関（県・NHK）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

放送要請に関する協定書-----県地域防災計画書参照

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】
第2章 災害応急対策活動

資料Ⅲ.2.6 「指定避難所一覧表」

一次・二次避難所一覧（緊急避難所兼用）

（平成27年3月末現在）

校区	避難場所区分		避難所名	住所	連絡先	備考
	一次	二次				
行橋	■		行橋市中央公民館	大橋1丁目9番26号	22-3911	洪水状況によっては2階以上に避難
		●	行橋小学校	大橋2丁目17番1号	22-2658	洪水状況によっては2階以上に避難
		●	行橋中学校	大橋1丁目11番1号	22-1666	洪水状況によっては体育館は使用しないことがあります
	■		行橋公民館	西宮市2丁目1番7号	26-3280	洪水時使用不可
		●	コスメイト行橋	中央1丁目9番3号	25-2300	洪水状況によっては2階以上に避難
行橋南	■		行橋南公民館	南大橋2丁目3番27号	23-6700	洪水状況によっては2階以上に避難
		●	行橋南小学校	南大橋2丁目5番1号	24-5311	洪水状況によっては体育館は使用しないことがあります
		●	行橋中学校	大橋1丁目11番1号	22-1666	洪水状況によっては体育館は使用しないことがあります
行橋北	■		行橋北公民館	行事3丁目17番50号	23-5010	
		●	行橋北小学校	行事6丁目20番1号	24-7018	
蓑島	■		蓑島小学校	大字蓑島841番地1	22-1044	洪水状況によっては体育館は使用しないことがあります
		●	行橋市民体育館	大字今井3759番地	24-4000	
今元	■		今元公民館	大字今井2092番地1	24-3039	
	■		行橋市地域ケア複合センター	大字金屋599番地1	26-6655	洪水時使用不可 ※避難行動要支援者優先
	■	●	今元中学校	大字今井896番地1	22-0452	
		●	今元小学校	大字元永687番地	22-0276	洪水状況によっては体育館は使用しないことがあります
仲津	■		仲津公民館	大字道場寺1517番地1	22-1001	
		●	仲津小学校	大字道場寺1439番地	22-2384	
泉	■		泉公民館	泉4丁目2番1号	22-5022	
		●	泉小学校	泉中央4丁目1番1号	22-2369	
今川	■		今川公民館	大字寺畔41番地2	25-1070	
		●	今川小学校	大字宝山857番地	22-1199	
稗田	■		稗田公民館	大字前田352番地1	22-1759	
		●	稗田小学校	大字下稗田967番地	22-0682	
延永	■		延永公民館	大字上津熊76番地1	24-7401	
	■		ウィズゆくはし	大字中津熊501番地	23-1111	洪水状況によっては2階以上に避難 ※避難行動要支援者優先
		●	延永小学校	大字上津熊125番地	22-0166	
椿市	■		椿市公民館	大字長尾494番地1	22-1061	
		●	椿市小学校	大字長尾530番地	22-1069	グラウンドは使用不可（がけ崩れの恐れ）

緊急避難所一覧

(平成26年3月末現在)

校区	避難所名	住所	備考
緊急避難所は校区に 関わらずどの避難所 にも避難できます	行橋市役所	中央1丁目1番1号	洪水状況によっては2階以上に避難
	行橋市民会館	中央1丁目1番2号	洪水状況によっては2階以上に避難
	防災食育センター	東大橋6丁目8番1号	洪水状況によっては2階以上に避難
	行橋市武道館	大字今井3770番地	
	行橋市研修センターゆくとピア	大字今井3758番地	
	仲津中学校	大字稲童3104番地	
	泉中学校	西泉5丁目7番1号	
	中京中学校	大字天生田545番地	
	長峡中学校	大字延永6番地	
	京都高等学校	南大橋4丁目5番1号	洪水状況によっては2階以上に避難
	行橋高等学校	泉中央1丁目17番1号	
	県営住宅 新地団地	東大橋5丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	県営住宅 大橋団地	南大橋1丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	県営住宅 豊団地	南大橋5丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	県営住宅 金屋団地	大字金屋446番地	洪水状況によっては2階以上に避難
	市営住宅 桜町団地	南大橋1丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	市営住宅 大橋団地	南大橋3丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	市営住宅 行事北団地	行事6丁目	洪水状況によっては2階以上に避難
	市営住宅 辰第二団地	大字金屋721番地3	洪水状況によっては2階以上に避難
	京都医師会館	東大橋2丁目9番2号	洪水状況によっては2階以上に避難
	京都医師会看護高等専修学校	東大橋2丁目9番2号	洪水状況によっては2階以上に避難
	福岡京築農業協同組合	西宮市5丁目11番1号	地元協定締結施設、洪水状況によっては2階以上に避難
	ゆめタウン行橋	西宮市3丁目8番1号	洪水状況によっては2階以上に避難
	丸和行橋サン・パル	北泉3丁目3番3号	
	ベスト電器行橋店	門樋町8番1号	洪水状況によっては2階以上に避難
	グッデイ行橋店	西泉6丁目1番1号	屋上に避難
	グランドハイツ辰山	大字金屋722番地30	地元協定締結施設、洪水状況によっては2階以上に避難
	ライフラボ	西宮市5丁目30番3号	地元協定締結施設、洪水状況によっては2階以上に避難

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

補助避難所一覧

(平成26年3月末現在)

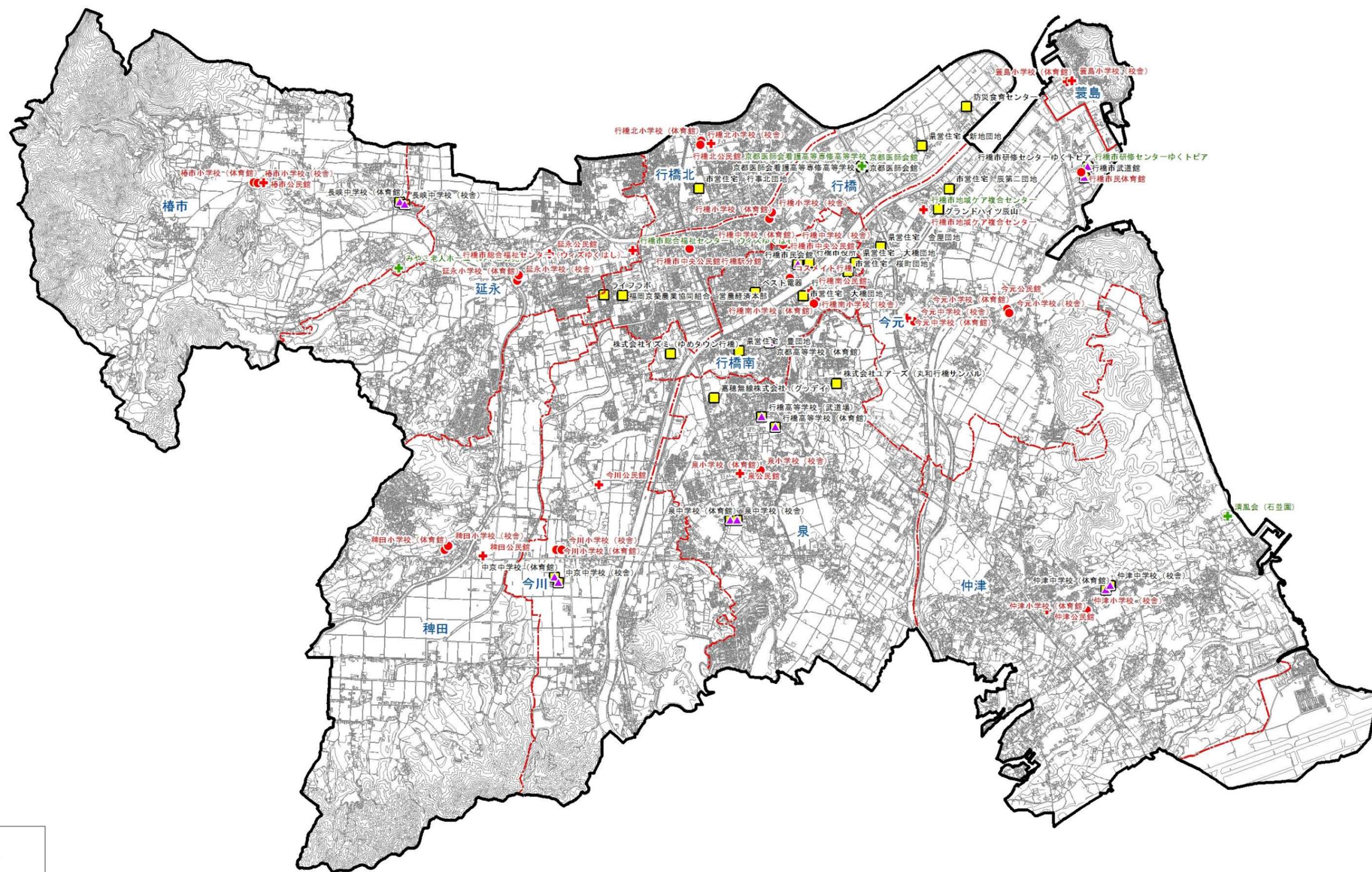
避難所名	施設概要		住所	連絡先	備考
	構造	階数			
行橋市民体育館	RC, PC	2	大字今井 3759 番地	24-4000	※行橋・行橋南・今元校区の補助避難所としても使用
行橋市民会館	RC	3	中央1丁目1番2号	25-1125	※行橋南校区の補助避難所としても使用
行橋市武道館	RC	1	大字今井 3770 番地	24-4000	※行橋・今元校区の補助避難所としても使用
行橋市研修センターゆくとピア	RC	2	大字今井 3758 番地	25-3355	要支援者避難優先施設（福祉避難所）
仲津中学校（体育館）	RC	2	大字稲童 3104 番地	22-2429	※行橋・行橋南・今元校区の補助避難所としても使用
仲津中学校（校舎）	RC	3	大字稲童 3104 番地	22-2429	※行橋・行橋南・今元校区の補助避難所としても使用
泉中学校（体育館）	RC	2	西泉5丁目7番1号	22-0928	※行橋・行橋南校区の補助避難所としても使用
泉中学校（校舎）	RC	3	西泉5丁目7番1号	22-0928	※行橋・行橋南校区の補助避難所としても使用
中京中学校（体育館）	RC	2	大字天生田 545 番地	22-2435	※行橋・行橋南・今川校区の補助避難所としても使用
中京中学校（校舎）	RC	3	大字天生田 545 番地	22-2435	※行橋・行橋南・今川校区の補助避難所としても使用
長峽中学校（体育館）	RC	2	大字延永 6 番地	22-1067	※行橋・行橋北・延永校区の補助避難所としても使用
長峽中学校（校舎）	RC	3	大字延永 6 番地	22-1067	※行橋・行橋北・延永校区の補助避難所としても使用
京都高等学校（体育館）	RC	2	南大橋 4 丁目 5 番 1 号	23-0036	※行橋・行橋南・行橋北校区の補助避難所としても使用
行橋高等学校（体育館）	RC	2	泉中央 1 丁目 17 番 1 号	23-0164	※行橋南・行橋北・今元校区の補助避難所としても使用
行橋高等学校（武道場）	S	2	泉中央 1 丁目 17 番 1 号	23-0164	※行橋南・行橋北・今元校区の補助避難所としても使用

福祉避難所一覧

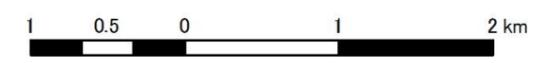
(平成26年3月末現在)

避難所名	施設概要		住所	連絡先	備考
	構造	階数			
みやこ老人ホーム (みやこの苑)	RC	2	大字二塚 584 番地	22-0231	
清風会（石並園）	RC	2	大字稲童 3927 番地	22-4844	
行橋市地域ケア複合センター	S	1	大字金屋 599 番地 1	26-6655	
ウィズゆくはし	RC	2	大字中津熊 501 番地	23-1111	
行橋市研修センター ゆくとピア	RC	2	大字今井 3758 番地	25-3355	
京都医師会館	RC	1	東大橋 2 丁目 9 番 2 号	22-0420	
京都医師会看護高等専修学校	RC	2, 3	東大橋 2 丁目 9 番 2 号	22-1804	

資料Ⅲ.2.7 「指定避難所位置図」



- 凡例
- 市境
 - 校区境
 - 一次避難所
 - 二次避難所
 - 補助避難所
 - 緊急避難所
 - 福祉避難所



資料Ⅲ.2.10 「医療救護関係機関連絡先一覧表」

《医療救護関係機関連絡先》

機関名	電話番号	所在地
福岡県総務部危機管理室 消防防災指導課	(092)643-3111	福岡市博多区東公園7-7
福岡県保健医療介護部 医療指導課	(092)643-3273	福岡市博多区東公園7-7
九州大学病院	(092)641-1151	福岡市東区馬出3-1-1
福岡市こども病院 感染症センター	(092)713-3111	福岡市中央区唐人町2-5-1
日本赤十字社福岡県支部	(092)523-1171	福岡市南区大楠3-1-1
福岡県赤十字血液センター 北九州事業所	(093)631-1211	北九州市八幡西区相生町 15-1
京築保健福祉環境事務所	(0930)23-2244	行橋市中央1丁目2-1
京都医師会	(0930)22-0420	行橋市東大橋2丁目9-2
福岡県医師会	(092)431-4564	福岡市博多区博多駅南 2-9-30
陸上自衛隊第4師団	(092)591-1020	春日市大和町5-12
行橋警察署	(0930)24-5110	行橋市行事3丁目12-1
京都薬剤師会	(0930)25-3900	行橋市大橋1丁目6-6
京都歯科医師会	(0930)24-7777	行橋市西宮市5-1-5

資料Ⅲ.2.11 「医療、助産活動に必要な携行資材一覧表」

《医療、助産活動に必要な携行資材一覧》

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材については、「国際赤十字の緊急医療活動指針」に基づき、救護所用の医療器材として概ね総数 100 名の患者を 2 昼夜取り扱うことができるよう、初期集中治療に適したものとなっている。

(2) 日本赤十字社の医療セット構成

①診療セット、②蘇生・外科セット、③薬品セットA、④薬品セットB、事務用品セットのうち、①診療セット、③薬品セットA、④薬品セットBの内容品について以下に示す。

①診療セット

保管ケース；アングル色（藍色）

区分	No	品名	規格	数量	滅菌方法
診療用具	1	聴診器	リットマン型	4	
	2	打診機	大貫式	1	
	3	体温計	電子式	5	
	4	血圧計	タイコス型	2	
	5	直像鏡	耳、鼻、眼底用：ウェルチ・アレソ：乾電池付	1	
	6	額帯鏡	直径 9cm	1	
	7	咽頭鏡	柄付、No. 2/4 各 1	2	A
	8	鼻鏡	和辻式、大/中各 1	2	A
	9	心電計(徐細動機能付)	TEC-6100、バッテリー 2 個、ソフトケース入（箱外）	1	
	10	ペンライト	瞳孔ゲージ、乾電池付	1	
消耗品	1	メス替刃	No. 11/15、20 枚入各 1	2	C
	2	針付縫合糸	吸引糸、3-0.10 入	2	C
	3	針付縫合糸	絹糸、3-0.1-0 各 10	2	C
	4	針付縫合糸	ナイロン、3-0.1-0 各 10	2	C
	5	手術用手袋	No. 6.5/7/7.5 各 5	15	C
	6	紙ガーゼ	10 枚入	50	B
	7	四角巾	紙製、90×90cm	10	B
	8	膿盆	ディスプレイ	20	
	9	舌圧子	木製	20	C
	10	綿棒		50	B
	11	三角巾	105×105×150cm	10	B
	12	消毒用綿球	No. 20、10 球入	5	C
	13	アルコール綿	清浄綿（ディスプレイ）、10 包入	3	
	14	紙コップ		20	
	15	サインペン	2 色	2	
	16	紙絆創膏	9mm×10m	10	
	17	布絆創膏	50mm×5m	1	
	18	救急絆創膏	100 枚入	1	
	19	簡便剃刀		5	
	20	伸縮包帯	9cm×9m、10 入	1	
	21	処理用手袋	未滅菌、L/M各 100 枚	2	
	22	皮膚用鉛筆	2 色	2	
	23	眼帯	ガーゼ付	2	B

③薬品セットA

保管ケース；アングル色（紅色）

薬効別	一般名	剤形	含量	数量	商品名(例示)
1 局所麻酔薬	塩酸リドカイン	注	1%20ml	5V	1%キシロカイン注
	塩酸リドカイン	ゼリー	30ml	5 本	キシロカインゼリー
	塩酸リドカイン	スプレー		2 本	キシロカインスプレー
2 静脈麻酔薬	チオベンタールNa(溶解液付)	注	500mg	5 本	ラボナール注
3 解熱鎮痛、 非ステロイド系消炎薬	イブプロフェン	錠	100mg	100T3 箱	ブルフェン注
	ジクロフェナクナトリウム	錠	25mg	100T3 箱	ボルタレン錠
	アセトアミノフェン	坐薬	100mg	100 ケ	アルビニー坐薬
	インドメタシン	坐薬	50mg	50 ケ	インダシン坐薬
	合剤	顆粒		100 包	PL 顆粒
4 鎮痛剤	ベンタゾシン	注	15mg	10A	ソセゴン注
5 抗アレルギー薬 (抗ヒスタミン薬)	マレイン酸クロルフェニラミン	錠	6mg	100T	ボララミン復効錠
	マレイン酸クロルフェニラミン	注	5mg	10A	ボララミン注
6 催眠、鎮静薬 (抗てんかん)	フェノバルビタール	錠	30mg	100T	フェノバル錠
	フェノバルビタール	注	100mg/A	10A	フェノバル注
	ジアゼパム	錠	2mg	100T	セルシン錠
	ジアゼパム	注	10mg/A	10A	ホリゾン注
	プロチゾラム	錠	0.25mg	100T	レンドルミン錠
7 消化器官用薬	シメチジン	錠	200mg	100T	タガメット錠
7-1 胃炎、抗潰瘍薬	健胃酸	散	1g	500 包	コランチル
7-2 鎮痙薬	臭化ブチルスコポラミン	錠	10mg	100T	ブスコパン錠
	臭化ブチルスコポラミン	注	20mg/A	10A	ブスコパン注
7-3 緩下薬	センノシド	錠	12mg	100T	ブルセニド錠
7-4 止痢薬	塩酸ロペラミド	カプセル	1mg	100Cap	ロペミンカプセル
8 呼吸器用薬	テオフィリン	錠	200mg	100T	ユニフィリン錠
8-1 抗喘息薬 吸入式喘息薬	アミノフィリン	注	250mg/A	10A	ネオフィリン注
	プロピオン酸ベクロメタゾン (気管支喘息、アレルギー性喘息)	吸入		5 本	アルデシン
8-2 鎮咳薬	リン酸ベンプロベリン	錠	20mg	100T	ブラベリック錠
9 循環器用薬	リドカイン	注	100mg/A	5 本	キシロカイン2%(静)
9-1 抗狭心症薬 (抗不整脈、降圧)	硝酸イソソルビド	徐放錠	20mg	100Cap	ニトロールRカプセル
	塩酸プロプラノロール	錠	10mg	120T	インデラル錠
9-2 降圧薬	ニフェジピン	カプセル	10mg	120Cap	アダラートカプセル
10 利尿薬	フロセミド	錠	20mg	100T	ラシックス錠
	フロセミド	注	20mg/A	10A	ラシックス注
	電解質加グリセオール高張液		200ml	2 本	グリセオール注
11 ショック、 アナフィラキシー	エピネフィリン	注	1mg/A	20A	ボスミン注
	塩酸ドパミン	注	200mg/袋	5 袋	ブレドバ注200
	硝酸アトロピン	注	0.5mg/A	10A	硫酸アトロピン注
12 止血薬	カルバゾクロム	注	50mg/A	10A	アドナ注
13 強心配糖体	シゴキシン	注	0.25mg/A	10A	シゴキシン注
14 ホルモン	ブレドニゾン	錠	5mg	50T	ブレドニン錠
	コハク酸ブレドニゾロンナトリウム	注	10mg/A	10A	水溶性ブレドニン注
	コハク酸メチルブレドニゾロンナトリウム	注	125mg/A	5V	ゾル・メドロール注
15 抗生物質	セフジニル	カプセル	100mg	100Cap	セフゾンカプセル
15-1 セフェム系セフジニル	セファクロル	細粒	100mg	120 包	ケフラール細粒
	セファゾニンナトリウム	注	1g	10V	パンスポリン1g バッグ
15-2 アミノペニシリン系	アモキシシリン	カプセル	250mg	100Cap	バセトシン錠

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

④薬品セットB

保管ケース；アングル色（紅色）

薬効別	一般名	剤形	含量	数量	商品名(例示)
16 化学療法ニューキノロン	レボフロキサシン	錠	100mg	100T	クラビット錠
17 糖尿病用薬	インスリン	注	150u/1 カートリッジ	1 セット	ベンフィルR注
18 中毒治療薬（薬物中毒）	炭酸水素ナトリウム	注	7%20ml	5A	メイロン注
19 生物学製剤	破傷風トキソイド	注	10ml	1 本	沈降破傷風トキソイド
20 輸液電解質製剤	5%ブドウ糖液	注	5w/v%500ml	5 本	5%ブドウ糖液
	乳酸リンゲン液	注	500ml	3 本	テクテック注
	生理食塩水	注	20ml	10 本	生理食塩水
			100ml	10 本	
電解質補液（維持）	注	500ml	3 本	KN3B補液	
21 皮膚科用薬	バシトラシン+硫酸フラジオマイシン 合剤	軟膏	10ml	10 本	バラマイシン軟膏
21-1 皮膚、外用抗生物質	フラジオマイシン（20度以下保存）	ガーゼ	10 枚	3 ケ	ソフラチュール
21-2 副腎皮質ホルモン合剤	吉草酸ベタメタゾン+硫酸フラジオマイシン 合剤	軟膏	5ml	10 本	リンデロンVG軟膏
22 消炎・鎮痛ハップ	インドメタシン	貼付薬	10cm25mg (5枚入り)	15 袋	カトレップ
23 消毒剤	塩化ベンザルコニウム（手指消毒）		500ml	1 本	ウェルバス
	消毒エタノール（患部）		500ml	2 本	消毒エタノール
	ポビドンヨード（患部）		250ml	1 本	イソジン液
	塩化ベンザルコニウム（患部）		0.1%	1 本	アメジストクレンジング (40枚)
	ポビドンヨード（口腔内消毒）	含そう	1ml170mg30ml	3 本	イソジンガーグル
24 眼科用薬	ノルフロキサシン（局麻薬）	点眼液	0.3%(5ml)	5 本	バクシダール点眼液
25 浣腸剤	グリセリン		60ml	2 本	グリセリン浣腸剤
保存箱	(箱外) 大1/小1			2 個	セキスイ検体輸送箱 No. 5, 10

資料Ⅲ.2.12 「自衛隊及び近隣市町の給水車・給水タンク等の保有状況」

《自衛隊及び近隣市町の給水車・給水タンク等の保有状況》

保有機関	種 別	規 格	数 量
行橋市	給水タンク	2 t	6
	給水タンク	1 t	5
	給水タンク	0.5 t	2
陸上自衛隊福岡駐屯地	水タンクトレーラー	1 t	19
	水タンク車	5 t	6
陸上自衛隊小倉駐屯地	水タンクトレーラー	1 t	9
北九州市	給水タンク	1.5 t	17
	給水タンク	1 t	34
苅田町	給水タンク	1 t	2
築上町	給水タンク	2 t	1
	給水タンク	1.2 t	1
豊前市	給水タンク	2 t	2

福岡県地域防災計画資料編(平成26年10月修正)より抜粋 (H21.3.31現在)

資料Ⅲ. 2. 13 「感染症の分類及び主な対応・措置」

《感染症の分類及び主な対応・措置》

感染症類型	感染症名	性格	主な対応・措置
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・痘そう ・南米出血熱 ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 	感染力や罹患した場合の重篤等に基づく総合的な観点から見た危険性が、極めて高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院 ・消毒等の対処措置 (例外的に、建物への措置、通行制限等の措置も適用対象とする)
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・急性灰白髄炎 ・結核 ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・ジフテリア ・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1) 	感染力、罹患した場合の重篤等に基づく総合的な観点から見た危険性が高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて入院 ・消毒等の対物措置
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス 	感染力や罹患した場合の重篤等などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・E型肝炎 ・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む) ・A型肝炎 ・エキノコックス症 ・黄熱 ・オウム病 ・オムスク出血熱 ・回帰熱 ・キャサヌル森林病 ・Q熱 ・狂犬病 ・コクシジオイデス症 ・サル痘 ・腎症候性出血熱 ・西部ウマ脳炎 ・ダニ媒介脳炎 ・炭疽 ・チクングニア熱 ・つつが虫病 ・デング熱 ・東部ウマ脳炎 ・鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ・ニパウイルス感染症 ・日本紅斑熱 ・日本脳炎 ・ハンタウイルス肺症候群 ・Bウイルス病 ・鼻疽 ・ブルセラ病 	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・ベネズエラウマ脳炎 ・ヘンドラウイルス感染症 ・発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病 ・ライム病 ・リッサウイルス ・リフトバレー熱 ・類鼻疽 ・レジオネラ症 ・レプトスピラ症 ・ロッキー山紅斑熱 		
<p>五類感染症</p>	<p>全数把握疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメーバ赤痢 ・ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く） ・急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く） ・クリプトスポリジウム症 ・クロイツフェルト・ヤコブ病 ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症 ・後天性免疫不全症候群 ・ジアルジア症 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・先天性風しん症候群 ・梅毒 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染、風しん ・麻しん <p>定点把握疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・感染性胃腸炎 ・水痘 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・突発性発しん ・百日咳 ・ヘルパンギーナ ・流行性耳下腺炎 ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器クラミジア感染症 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・淋菌感染症 ・クラミジア肺炎（オウム病を除く） ・細菌性髄膜炎（髄膜炎菌性髄膜炎 	<p>国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症</p>	

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

	<p>はのぞく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・マイコプラズマ肺炎 ・無菌性髄膜炎 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性アシネトバクター感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症 		
<p>新型インフルエンザ等感染症</p>	<p>新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいう。</p> <p>再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>		<p>一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施。</p>
<p>指定感染症</p>	<p>一～三類および新型インフルエンザ等感染症に分類されない既知の感染症の中で、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症(政令で指定、1年限定)</p>		<p>厚生大臣が公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置を実施。 (適用する規定は政令で規定する。)</p>
<p>新感染症</p>	<p>人から人に伝播すると認められる感染症で、既知の感染症と症状などが明らかに異なり、その伝播力および罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症</p>		<p>[当初] 都道府県知事が、厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て、個別に応急対応する</p> <p>[政令指定後] 政令で症状などの要件した後に一類感染症に準じた対応を行う</p>

資料Ⅲ.2.14 「墓地・埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）」

※参考：関連法規

【墓地・埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）】；厚生労働省ホームページより加筆修正

■第1条 [目的]

この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

■第2条 [定義]

(1) この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

(2) この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

(3) この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

(4) この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

(5) この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域をいう。

(6) この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

(7) この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

■第3条 [24時間内の埋葬・火葬の禁止]

埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行ってはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

■第4条 [墓地外の埋葬、火葬場外の火葬の禁止]

(1) 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。

(2) 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行ってはならない。

■第5条 [埋葬・火葬・改葬の許可]

(1) 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(2) 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。

■第8条 [許可証の交付]

市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

■第9条 [市町村長の埋葬・火葬の義務]

(1) 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

■第13条 [管理者の応諾義務]：略

■第14条 [許可証のない埋葬等の禁止]

(1) 墓地の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

(2) 納骨堂の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

(3) 火葬場の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬

【資料：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第2章 災害応急対策活動

を行ってはならない。

【墓地・埋葬等に関する法律施行規則】

■第1条墓地・埋葬等に関する法律

第5条第1項の規定により、市町村長の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

1. 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
2. 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
3. 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
4. 死因（法定伝染病、その他の別）
5. 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
6. 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
7. 埋葬又は火葬場所
8. 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄